

# 令和6年度予算（案）及び令和5年度補正予算の概要

厚生労働省 健康・生活衛生局 難病対策課

- 難病・小児慢性特定疾病対策について
- 慢性の痛み対策について
- ハンセン病問題対策について

# 難病・小児慢性特定疾病対策について（概要） （1 / 2）

令和6年度予算（案）（令和5年度当初予算額）  
：1,607億円（1,598億円）  
令和5年度補正予算額：29億円

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者等への医療費助成等を行うなど、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

## ① 難病患者等への医療費助成の実施

R6予算（案） 1,285億円（1,276億円）

- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病の患者に対する医療費助成に必要な経費等を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。

（主な事業）

- 難病医療費等負担金 1,283億円

## ② 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実

R6予算（案） 11億円（12億円）

- 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。

（主な事業）

- 難病相談支援センター事業 6.7億円

## ③ 難病の医療提供体制の構築

R6予算（案） 7.2億円（8.7億円）

- 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行う。

（主な事業）

- 難病医療提供体制整備事業 5.7億円

# 難病・小児慢性特定疾病対策について（概要） （2 / 2）

令和6年度予算（案）（令和5年度当初予算額）  
：1,607億円（1,598億円）  
令和5年度補正予算額：29億円

## ④ 小児慢性特定疾病対策の推進

R6予算（案）188億円（183億円）

- 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援を行うほか、先天性異常等に罹患している児童等が必要としている特殊ミルクの供給に対する支援等を行う。

（主な事業）

・小児慢性特定疾病医療費負担金	172億円
・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金	9.2億円
・代謝異常児等特殊ミルク供給事業	3.9億円

## ⑤ 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進

R6予算（案）115億円（119億円）  
R5補正予算額 29億円

- 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発（遺伝子治療、再生医療技術等）等に関する研究を行う。

（主な事業）

【一部R5補正】・難治性疾患政策研究事業／難治性疾患実用化研究事業	103億円、	【R5補正】16億円
【一部R5補正】・難病対策の推進のための患者データ登録整備事業等	12億円、	【R5補正】4.5億円
・難病等制度推進事業	55百万円	
【R5補正】・難病ゲノム等情報利活用検証事業	3.2億円	
【R5補正】・難病等医療費助成制度オンライン化事業	1.0億円	
【R5補正】・難病等医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業	3.8億円	

（注1）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。（注2）計数は、他局、デジタル庁計上分を含む。

慢性の痛みを対象とした医療体制の整備を進めるほか、慢性の痛みに関する診断・治療法の研究開発や、患者に対する相談、国民の理解の促進など、患者の生活の質の向上を図る取組を引き続き推進する。

## ① 慢性疼痛に関する研究等の推進

1.4億円（1.4億円）

- 慢性の痛みに対する適切な医療提供体制の構築するため、中核的な医療機関と地域の医療機関によるリハビリテーションを含む総合的な診療科連携や多職種連携体制の構築に向けた研究を推進する。また、慢性の痛みに関する病態解明や画期的な診断・治療法の開発の加速化を図るため、患者数の多い既知の疾患に伴う慢性の痛み、原因や病態が十分に解明されていない慢性の痛み、機能的要因により引き起こされる慢性の痛みに関する病態解明等の研究を推進する。

## ② 慢性の痛みを対象とした 医療体制の整備

1.1億円（1.1億円）

- 都道府県間で慢性疼痛に関する診療体制の質の均てん化を図るため、痛みセンターが行う厚生労働科学研究等で得られた最新の診療ノウハウの普及等に対する支援する。

## ③ 慢性疼痛に関する正しい情報の提供

14百万円（13百万円）

- 慢性の痛みを抱えた患者・家族が症状を訴えても適切な診断・助言が得られないという現状を改善するため、的確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口機関を設けるとともに、慢性の痛みを抱える患者に対する周囲の理解促進を進め、患者やその家族をサポートする。

（注1）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。（注2）計数は、他局計上分を含む。

# ハンセン病問題対策について（概要）

令和6年度予算（案）（令和5年度当初予算額）  
： 345億円（359億円）  
令和5年度補正予算額 　： 21億円

ハンセン病元患者等の名誉回復等を図るため、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発の強化等を進めるとともに、国立ハンセン病資料館等の学芸員の増員や、同資料館収蔵庫の増設等を進めることにより資料館活動の充実を図る。

さらに、ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養を確保し、退所者等への社会生活支援策等を実施する。

## ① 謝罪・名誉回復措置

R6予算（案） 15億円（17億円）  
R5補正予算額 12億円

- 国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の運営
- 国立ハンセン病資料館収蔵庫増設
- 国立ハンセン病資料館空調設備改修
- 歴史的建造物等の保存 等

## ② 社会復帰・社会生活支援

R6予算（案） 25億円（25億円）

- 国立ハンセン病療養所等を退所した方に対する給与金の支給
- 非入所者に対する給与金の支給
- ハンセン病療養所退所者給与金の受給者の遺族に対する支援金の支給
- ハンセン病元患者家族への相談支援 等

## ③ 在園保障

R6予算（案） 305億円（316億円）  
R5補正予算額 9億円

- ハンセン病療養所における入所者に対する必要な療養の実施

（注1）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。 （注2）計数は、他局計上分を含む。

令和6年度当初予算案 **35億円（33億円）** ※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度補正予算額 27百万円

## 造血幹細胞移植対策の推進 25億円（24億円）

### 1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネーター期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤（バンク）が安定的に運営できるよう支援を行う。

### 2 事業の概要

① **骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費）** **4.9億円（4.9億円）**  
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。

（参考）【令和5年度補正予算】

- ・スワブ検査法実証事業費 27百万円  
「口腔粘膜等のぬぐい液（スワブ法）」を使用したドナー登録方法の導入に向けた実証実験事業を行う。

② **骨髄データバンク登録費** **6.5億円（6.5億円）**  
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。

③ **臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費）** **6.5億円（6.2億円）**  
産科施設における採取手技料を増額するとともに、臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。

④ **造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業** **77百万円（77百万円）**  
患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、医療機関・研究者等に提供することで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の確保を図る。

⑤ **造血幹細胞提供支援機関事業** **2.0億円（1.9億円）**  
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。

⑥ **造血幹細胞移植医療体制整備事業** **3.9億円（4.0億円）**  
移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

### 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：①（公財）日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県、市町村等
- ◆ 補助率：定額、1/2

### 4 移植実績等

- ◆ 骨髄バンクドナー登録者数：544,305人（令和5年3月末時点）
- ◆ 臍帯血新規公開本数：2,241本（令和4年度）
- ◆ 移植数：2,415件（令和4年度）（内：骨髄移植等 1,055件 臍帯血移植 1,360件）

## 臓器移植対策の推進 10億円（9.0億円）

### 1 事業の目的

脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、あっせん業務体制の強化、臓器提供施設の体制整備や連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築を引き続き推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

### 2 事業の概要

① **臓器移植対策事業費（日本臓器移植ネットワーク運営費）** **10億円（8.8億円）**  
臓器のあっせん業務について中心的役割を果たす日本臓器移植ネットワークの基盤強化を図るとともに、地域における臓器提供施設の整備を推進するなど、公平かつ適正なあっせんを通じた臓器移植の実施のための体制整備を図る。

#### （主な事業）

● **あっせん業務体制の強化【拡充】** **3.8億円（3.3億円）**  
ドナー候補である脳死が疑われる患者の情報を日本臓器移植ネットワーク等に早期から共有し、患者家族に臓器提供の選択肢提示を確実に行う仕組み（ドナー候補情報共有制度）を導入し、国内での臓器移植を大幅に拡充させることとしており、本制度導入による臓器提供数の増加に対応出来るよう、臓器移植コーディネーターの増員等を行い、選択肢提示及びあっせんに係る体制の強化を図る。

● **臓器提供施設連携体制構築事業の拡充【拡充】** **2.6億円（98百万円）**  
「臓器提供施設連携体制構築事業」の参加施設において、ドナー候補情報共有制度の導入に伴い、脳死が疑われる患者の情報を早期から能動的に把握するための体制を構築するとともに、高度な移植医療の能力を有する拠点施設を加え、臓器提供の適応の判断や臓器摘出の際のドナーの全身管理等を支援する体制を整備する。

② **普及啓発等事業費** **26百万円（25百万円）**  
臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発等を図る。

### 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：①（公社）日本臓器移植ネットワーク、②国
- ◆ 補助率：定額、1/2

### 4 移植実績等

- ◆ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供  
・平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から令和5年3月末までの間に926名（うち令和4年度105名）

※上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.6億円（1.6億円）を計上している。

# 令和6年度予算(案)の概要

令和5年12月

健康・生活衛生局難病対策課



## 令和6年度 難病対策課予算(案)一覧表

事項	令和5年度	令和6年度	差引 増△減額	主な内容	
	予算額	予算(案)		千円	千円
I. 難病・小児慢性特定疾病対策	千円	千円	千円		
	(159,787,208)	(160,684,877)	(897,669)	≪対前年度比 100.6%≫	
	149,122,195	150,363,849	1,241,654	≪対前年度比 100.8%≫	
				1 難病患者等への医療費助成の実施	127,552,466 → 128,507,522
				・難病医療費等負担金	127,338,409 → 128,286,818
				・特定疾患治療研究事業	214,057 → 220,704
				2 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実	1,158,719 → 1,135,031
				・療養生活環境整備事業	838,851 → 809,773
				難病相談支援センター事業	670,235 → 670,235
				難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	10,238 → 10,238
				在宅人工呼吸器使用患者支援事業	125,950 → 125,950
				指定難病要支援者証明事業	32,428 → 3,350
				・難病特別対策推進事業費①	254,676 → 244,871
				難病患者地域支援対策推進事業	130,965 → 130,965
				神経難病患者在宅医療支援事業	14,595 → 14,580
				難病患者認定適正化事業 (医療機関システム改修支援経費を除く)	71,462 → 61,672
				指定難病審査会経費	37,654 → 37,654
				・難病相談支援センター間のネットワーク支援事業	7,130 → 7,130
				・難病指定医研修のオンライン化支援	25,806 → 25,806
				・難病患者サポート事業	19,421 → 34,536
				・特定疾患医療従事者研修事業	3,247 → 3,247
				・特定疾患等対策費	9,588 → 9,668
				3 難病の医療提供体制の構築	873,716 → 723,669
				・難病特別対策推進事業費② (難病医療提供体制整備事業)	545,130 → 570,627
				・難病特別対策推進事業費③ (うち難病患者認定適正化事業 (医療機関オンライン化支援事業))	289,700 → 100,000
				・難病情報センター等事業	31,429 → 45,550
				・難病ゲノム医療専門職養成研修事業	7,457 → 7,492
				4 小児慢性特定疾病対策の推進	18,338,523 → 18,780,139
				・小児慢性特定疾病医療費負担金	16,748,831 → 17,160,569
				・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金	922,784 → 922,784
				・小児慢性特定疾病対策等総合支援事業	350,033 → 268,598
				・小児慢性特定疾病情報管理事業	23,734 → 23,968
				・小児慢性特定疾病児童等支援者養成事業	14,582 → 14,716
				・代謝異常児等特殊ミルク供給事業	278,559 → 389,504

※ ( )書きの金額は、他局計上分を含めた額。また、難病対策課計上分にはデジタル庁計上分を含む。

事 項	令和5年度 予算額	令和6年度 予算(案)	差 引 増 △ 減 額	主 な 内 容
Ⅱ 慢性疼痛 対策	(258,110) 118,480	(262,557) 122,927	(4,447) 4,447	5 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進 (11,863,784) → (11,538,516)
				1,198,771 → 1,217,488
				・厚生労働科学研究費等 (10,665,013) → (10,321,028)
				難治性疾患政策研究事業 (1,776,460) → (1,776,460)
				難治性疾患実用化研究事業 (8,888,553) → (8,544,568)
				・難病対策の推進のための患者データ登録整備事業費(調査研究費を除く) 1,073,199 → 1,096,054
				・小児慢性特定疾病データベース登録システム整備事業 81,059 → 66,059
				・難病等制度推進事業 44,513 → 55,375
				6 医療施設等の整備 - → -
				(主な事業)
				・難病相談支援センター施設整備費
				・重症難病患者拠点・協力病院設備
				(保健衛生施設等施設・設備整備費のメニュー)
				4,447 <<対前年度比 101.7%>>
				4,447 <<対前年度比 103.8%>>
1 痛みを対象とした医療体制の整備 105,912 → 109,232				
・慢性疼痛診療システム均てん化等事業 105,912 → 109,232				
2 慢性疼痛に関する正しい情報の提供 12,568 → 13,695				
・からだの痛み・相談支援事業 12,568 → 13,695				
3 慢性疼痛に関する研究等の推進 (139,630) → (139,630)				
・慢性の痛み政策研究事業 (76,150) → (76,150)				
医療研究開発推進事業費補助金				
・慢性の痛み解明研究事業 (63,480) → (63,480)				

※ ( )書きの金額は、他局計上分を含めた額。また、難病対策課計上分にはデジタル庁計上分を含む。

事 項	令和5年度	令和6年度	差 引 増 △ 減 額	主 な 内 容	
	予 算 額	予 算 ( 案 )		千円	千円
Ⅲ ハンセン病問題対策	千円	千円	千円		
	(35,850,138)	(34,517,178)	(△1,332,960)	≪対前年度比 96.3%≫	
	4,303,818	4,124,588	△ 179,230	≪対前年度比 95.8%≫	
				1 謝罪・名誉回復措置	1,675,540 → 1,515,918
				・ハンセン病元患者家族に対する補償等	61,279 → 61,290
				・国外ハンセン病療養所入所者等補償経費	8,463 → 8,463
				・中学生を対象としたパンフレット作成	24,565 → 24,565
				・シンポジウム開催・普及啓発資料作成	22,555 → 22,554
				・国立ハンセン病資料館運営経費	592,560 → 605,236
				・再発防止検討調査事業委託費等	34,425 → 34,425
				・らい予防法被害者追悼式参列旅費	2,566 → 2,566
				・歴史的建造物の保存等経費	77,847 → 155,654
				・国立ハンセン病資料館収蔵庫増設	837,474 → 334,989
			・国立ハンセン病資料館空調設備改修経費	0 → 252,531	
			・その他	13,806 → 13,645	
			2 社会復帰・社会生活支援	2,548,359 → 2,528,751	
			・国内ハンセン病療養所退所者給与金	2,091,943 → 2,070,811	
			・国内ハンセン病療養所非入所者給与金	75,434 → 75,434	
			・特定配偶者等支援金	142,848 → 142,848	
			・療養所入所者家族に対する生活援護	16,115 → 16,115	
			・社会復帰者等支援事業	113,554 → 114,206	
			・社会交流、地域啓発推進事業	44,554 → 44,554	
			・沖縄ハンセン病対策	50,786 → 51,579	
			・その他	13,125 → 13,204	
				(31,626,239) → (30,472,509)	
			3 在園保障	79,919 → 79,919	
			・私立ハンセン病療養所の運営経費等	79,919 → 79,919	
			・国立ハンセン病療養所の運営経費等	(31,546,320) → (30,392,590)	
課 計	(195,895,456)	(195,464,612)	(△430,844)	≪対前年度比 99.8%≫	
	153,544,493	154,611,364	1,066,871	≪対前年度比 100.7%≫	

※ ( )書きの金額は、他局計上分を含めた額。また、難病対策課計上分にはデジタル庁計上分を含む。